

令和3年版

うきは市環境報告書

令和2年度に講じた施策と環境の状況

令和4年2月



【目次】

第1章 うきは市環境報告書の概要

1 環境報告書の趣旨.....	1
-----------------	---

第2章 環境の状況

1 うきは市の概要	
(1) 地勢.....	2
(2) 人口.....	2
(3) 気候.....	3
(4) 産業.....	5
(5) 交通環境.....	7
2 生活環境	
(1) 大気質.....	8
(2) 水質（公共用水域）.....	11
(3) 水質（地下水）.....	15
(4) 騒音・振動.....	19
(5) 土壌汚染.....	19
(6) ダイオキシン類.....	19
(7) P R T R.....	20
3 社会・文化環境	
(1) 文化財.....	21
4 自然環境	
(1) 守るべき自然・文化.....	23
(2) 動植物.....	23
5 地球環境	
(1) 廃棄物.....	27

第3章 第2次うきは市環境基本計画における環境指標

1 環境指標の達成状況.....	30
------------------	----

資料編

1 環境基準等	
(1) 大気汚染に係る環境基準.....	34
(2) 水質汚濁に係る環境基準（公共用水域）.....	36
(3) 水質汚濁に係る環境基準（地下水）.....	39
(4) その他の水質基準.....	40
(5) 土壌汚染に係る環境基準.....	41
(6) ダイオキシン類に係る環境基準.....	42
(7) 騒音に係る環境基準.....	43
(8) 騒音規制法に基づく規制基準.....	44
(9) 振動規制法に基づく規制基準.....	47
(10) 悪臭防止法に基づく規制基準.....	49

1

うきは市環境報告書の概要

1 環境報告書の趣旨

うきは市では、自然や歴史・文化の保全整備を含めた総合的な環境保全施策の展開を進めるため、平成20年3月にうきは市環境基本計画（以下、『第1次計画』という。）を策定し、「自然豊かなふるさとを未来へ」の環境像の実現を目指して、その実現のための様々な取組みを進めてきました。

第1次計画策定から10年近く経過し、市の環境政策にかかる状況は大きく変化していることから、現在の市を取り巻く環境問題に対処するため、より効果的な環境施策の推進と、国や県の動向を反映した地域の環境保全の指針となるよう、平成30年3月に第2次うきは市環境基本計画を策定しました。

環境基本計画での目標を達成するためには、市民、事業者、行政の三者の協働による取組みを実行するとともに、設定した環境指標の達成状況について、定期的に点検を行い、その達成度を評価していくことが重要になります。

このため、前年度実施した施策の状況をまとめ、計画の進捗状況を評価することで環境像の実現を目指していくとともに、必要に応じて計画内容を見直していくために環境報告書を作成します。

2 環境の状況

1 うきは市の概要

(1) 地勢

うきは市は福岡県の南東部に位置し、北は筑後川を隔てて朝倉市、西は久留米市田主丸町、南は八女市星野村、東は大分県日田市と接しています。

平成17年3月20日に旧吉井町、旧浮羽町の2町が合併し「うきは市」となりました。地形的には、南に耳納連山を抱き、北に「筑紫二郎」と称される筑後川が流れ、耳納連山を源流とする巨瀬川・小塩川・隈上川が市内部を流れ筑後川に注ぎ込んでいます。総面積は117.46km²で、地目別にみると、耕地26.30km²、宅地8.18km²、森林59.26km²となっており、約73%が森林・耕地といった自然豊かな地域となっています。

(2) 人口

うきは市の人口は、令和2年9月末現在の住民基本台帳人口をみると28,997人（外国人を含む）となっています。前年9月末と比較すると348人減少しており、過疎化傾向にあります。

世帯数は、令和2年9月末現在で、11,182世帯（外国人世帯を含む）となっています。前年9月末と比較すると、97世帯増加しています。

■ 人口・世帯数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
人口（人）	31,033	30,641	30,361	29,852	29,345	28,997
世帯数（世帯）	10,905	10,923	11,035	11,055	11,085	11,182
人/世帯（人）	2.85	2.81	2.75	2.70	2.65	2.59

出典）うきは市住民基本台帳（各9月末現在）

■ 人口動態の推移（単位：人）

年度	H27	H28	H29	H30	R元	R2
転入	831	852	858	914	842	793
転出	1,040	1,005	1,055	1,071	1,097	890
出生	239	198	205	178	163	170
死亡	452	418	448	459	421	408
増減数	△422	△373	△440	△438	△513	△335

出典）うきは市市民生活課

(3) 気候

うきは市は太平洋岸気候区に属しており、平坦部における年平均気温は16°C程度、年平均降水量は約2,000mmと気候条件に恵まれた環境となっています。

うきは市近隣の朝倉地域において、気温や降水量などが経年的に測定されています。朝倉地域における過去10年の気温・降水量の推移は下表のとおりです。

■ 気温の推移 (単位: °C)

	最 高	最 低	平 均	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
H 23	36.5	-6.3	15.5	1.3	6.4	6.7	13.1	19.0	23.3	26.8	27.2	23.8	17.8	14.2	6.1
H 24	37.3	-7.4	15.3	3.8	4.2	8.9	14.7	19.1	22.4	26.9	28.0	23.4	17.0	10.3	5.1
H 25	38.4	-5.1	16.0	3.8	5.9	10.7	13.1	19.5	23.4	28.0	28.2	23.6)	19.0	11.0	5.4
H 26	37.1	-4.9	15.6	4.9	5.9	9.8	14.0	19.2	22.1	26.2	25.9	22.9	18.2	12.5	5.0
H 27	37.4	-4.2	16.0	5.4	5.5	9.4	15.5	19.9	22.1	25.7	26.5	22.2	16.7	14.6	8.0
H 28	37.5	-8.3	16.7	4.7	5.9	9.9	16.0	20.2	23.1	27.6	28.0	24.4	20.2	12.5	8.1
H 29	36.7	-5.8	15.9	5.0	5.9	8.5)	15.4	19.9	22.7	28.2	28.0	22.7	18.5	11.3	4.8
H 30	38.0	-5.5	16.3	3.5	4.2	10.8	16.2	19.9	23.3	28.4	29.2	23.5)	17.0	12.1	7.9
R 元	37.6	-3.6	16.4	5.5	7.5	10.0	14.3	19.9	22.9	25.8	26.8	24.8	19.2	12.5	8.0
R 2	37.3	-3.5	16.3	7.6	7.6	10.6	12.5	19.9	24.6	25.0	28.6	23.2	17.6	13.0	5.7

※ 値) は準正常値 品質に軽微な問題があるか、又は統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合 出典) 気象庁アメダス(朝倉測定局)データ

■ 降水量の推移（単位：mm）

	合 計	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
H 22	2,003.5	59.0	83.5	151.5)	215.0	170.0	283.5	572.0	90.5	151.0	63.5	34.0	130.0
H 23	2,175.5	58.5	71.0	67.5	69.5	312.0	581.0	170.0	282.5	181.5	170.5	178.0	33.5
H 24	2,268.5	24.0	159.0	153.5	90.5	38.5	379.5	902.0	184.5	58.5	82.0	101.0	95.5
H 25	1,981.0	38.0	120.5	100.0	132.0	71.0	333.0	187.5	531.5	154.5)	171.5	85.0	56.5
H 26	1,795.0	53.0	86.5	128.0	74.5	117.5	147.0	471.0	344.5	111.5	102.0	82.0	77.5
H 27	2,095.0	99.5	40.5	143.0	242.5	172.0	307.5	277.0	341.0	117.5	126.0	130.0	98.5
H 28	2,564.0	95.0	78.0	78.0	239.5	212.5	616.5	229.5	99.0	484.0	178.5	147.5	106.0
H 29	2,011.5	50.5	101.5	49.5)	164.0	76.5	130.0	730.0	194.0	180.5	295.5	22.5	17.0
H 30	1,789.5	72.0	55.0	159.0	106.0	129.5	374.0	518.0	33.0	163.0)	46.0	50.5	83.5
R 元	1,896.5	36.0	77.0	112.0	100.5	33.0	90.5	601.5	550.5	78.5	84.5	31.5	101.0
R 2	2,746.0	100.0	123.5	144.0	97.5	189.0	503.5	1,149.5	550.5	78.5	84.5	31.5	101.0

※ 値) は準正常値 品質に軽微な問題があるか、又は統計値を求める対象となる資料の一部が許容する範囲内で欠けている場合 出典) 気象庁アメダス(朝倉測定局)データ

(4) 産業

うきは市の産業別就業人口は、平成27年度で第3次産業が57.9%を占め最も多く、次いで第2次産業が26.6%、第1次産業が15.5%となっています。

農業：うきは市は福岡県内でも人口に対する第1次産業の割合が高く、そのほとんどは農業です。いちご、柿、ぶどう、なし、桃などフルーツの生産が盛んで、「フルーツ王国」として知られています。しかし、農家数、耕地面積は減少傾向にあります。

■ 農家数、経営耕地面積

年	農家数（戸）					耕地面積（ha）			
	総農家数	販売農家数				総数	田	畑	樹園地
		総数	専業	第1種	第2種				
H 7	3,119	2,460	412	467	1,581	2,676	1,499	134	1,043
H12	2,874	2,205	404	371	1,430	2,526	1,392	130	1,004
H17	2,622	1,880	436	343	1,101	2,218	1,216	101	901
H22	2,365	1,625	449	331	845	2,133	1,197	93	843
H27	2,090	1,377	484	215	678	2,039	1,188	162	689
R 2	1,619	1,096	※	※	※	1,806	1,089	164	553

出典) 農林業センサス ※調査項目削除のため数値なし

林業：市の総面積の5割を森林が占め、特産品であるスギ・ヒノキを中心とした林業が行われています。令和2年度では、4,564haが保安林指定されています。

■ 保安林面積（単位：ha）

年	保安林指定面積	内 訳		
		水源かん養保安林	土砂流出・土砂崩壊 防備保安林	保健保安林
H24	4,431	3,793	619	19
H25	4,432	3,794	619	19
H26	4,434	3,794	621	19
H27	4,421	3,788	614	19
H28	4,424	3,788	617	19
H29	4,439	3,801	619	19
H30	4,557	3,819	719	19
R 元	4,557	3,819	719	19
R 2	4,564	3,818	727	19

出典) 福岡県朝倉農林事務所

製造業：令和2年における市内の製造業の事業所数は54件、従業者数は2,145人です。伝統的地場産業として製材業や製麺、醤油などがあり、「木材・木製品製造業」や「食料品製造業」が他の業種より多く、本市を特徴づける産業となっています。

■ 製造業の事業所数（従業者4人以上の事業所）

区分	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
製造品出荷額等（百万円）	42,456	39,903	46,360	54,699	53,293
従業者数（人）	1,964	2,004	2,246	2,394	2,145
事業所数（事業所）	75	57	54	56	54
食料品製造業	20	16	15	17	16
飲料・たばこ・飼料製造業	3	1	1	2	2
繊維工業	1	1	1	2	2
木材・木製品製造業 （家具を除く）	22	17	16	16	16
家具・装備品製造業	6	3	2	2	1
印刷・同関連業	3	2	2	1	1
プラスチック製品製造業	2	3	3	3	3
ゴム製品製造業	2	2	1	1	1
窯業・土石製品製造業	3	3	3	3	3
非鉄金属製造業	1	1	1	1	1
金属製品製造業	4	1	1	1	1
一般機械器具製造業 （はん用・生産用機械）	2	3	4	3	3
輸送用機械器具製造業	4	3	3	3	3
その他の製造業	2	1	1	1	1

出典）工業統計、平成28年経済センサス活動調査

商 業：近年における郊外型の大型スーパー等の立地や、最近の新型コロナウイルス感染症の影響により空き店舗も目立つようになり、既存の中心商店街は厳しい経営状況にあります。

■ 商業の事業所数

		H16年	H19年	H24年	H26年	H28年
総数	店舗数（軒）	461	404	317	268	304
	従業者数（人）	2,232	2,114	1,608	1,525	1,674
	年間販売額（百万円）	33,106	32,402	27,980	29,560	32,240
卸売業	店舗数（軒）	52	53	53	42	45
	従業者数（人）	336	291	266	241	252
	年間販売額（百万円）	9,681	8,059	7,964	6,179	8,010
小売業	店舗数（軒）	409	351	264	226	259
	従業者数（人）	1,896	1,823	1,342	1,284	1,422
	年間販売額（百万円）	23,425	24,343	20,016	23,380	24,230

出典）商業統計、平成24・28年経済センサス活動調査

観 光：耳納連山や筑後川に代表される豊かな自然、温泉、白壁の町並みなどを生かした観光施策を展開しています。市出身芸能人ゆかりの地訪問客や海外からの観光客が増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大幅に減少しました。

■ 観光入込客数（単位：千人）

	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
観光入込客数	2,229	2,299	2,381	2,397	2,001

出典）うきは市うきはブランド推進課

（5） 交通環境

道 路：本市の主要道路として国道210号がありますが、地域の生活道路としての利用ばかりでなく、東西九州の産業・経済・観光を支える重要な幹線道路となっています。また、県道八女香春線の合瀬耳納トンネルや国道322号の八丁峠道路の開通により、県南地域及び北九州地域へのアクセス向上が図られています。今後も、中津日田道路の整備など、各方面へのアクセスの更なる向上が見込まれます。

鉄 道：本市における鉄道として、JR久大本線が東西に通っています。市内にある駅は「筑後吉井駅」「うきは駅」「筑後大石駅」の3駅があり、各駅の日あたりの乗車人員は「筑後吉井駅」が367人、「うきは駅」は100人以上となっています。出典）JR九州ホームページ

バ ス：本市における定期バスは、「西鉄バス」「西鉄バス久留米」及び「市コミュニティバス」によって運行されています。また、小塩地区及び妹川地区にはデマンドタクシーが運行されており、うきは市の主要な公共交通手段であるとともに、山間部における貴重な移動手段となっています。

2 生活環境

(1) 大気質

本市には、一般環境大気測定局は設置されていませんが、近隣の久留米市、小郡市及び朝倉市に測定局が設置されています。令和2年度の測定結果を見ると、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては基準を達成していません。

(光化学オキシダントについては、福岡県内全ての測定局(45ヶ所)で基準を達成していません。)

■ うきは市周辺の大気質の現状

二酸化硫黄 (SO₂単位：ppm、有×，無○)

測定局	測定項目等	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
筑後小郡	日平均値の2%除外値	0.005	0.003	0.005	0.005	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
朝倉	日平均値の2%除外値	0.006	0.003	0.003	0.004	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
久留米 城南中学校	日平均値の2%除外値	0.004	0.003	0.003	0.004	0.003
	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○

二酸化窒素 (NO₂単位：ppm)

測定局	測定項目等	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
筑後小郡	日平均値の98%値	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014
朝倉	日平均値の98%値	0.009	0.010	0.010	0.010	0.009
久留米 城南中学校	日平均値の98%値	0.018	0.020	0.018	0.016	0.016

浮遊粒子状物質（単位：mg/m³、有×，無○）

測定局	測定項目等	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
筑後小郡	日平均値の2%除外値	0.046	0.049	0.041	0.041	0.048
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
朝倉	日平均値の2%除外値	0.036	0.044	0.038	0.036	0.036
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
久留米 城南中学校	日平均値の2%除外値	0.043	0.043	0.042	0.042	0.041
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○
田主丸 中学校	日平均値の2%除外値	0.038	0.033	0.048	0.049	0.054
	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	○	○	○	○	○

光化学オキシダント

測定局	測定項目等	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	
筑後小郡	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	118	111	106	66	76
		時間数(h)	699	672	631	399	445
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
朝倉	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	94	84	66	57	64
		時間数(h)	422	533	306	310	328
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
久留米 城南中学校	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	97	95	80	79	66
		時間数(h)	550	604	398	481	354
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	0	0	0	0
		時間数(h)	0	0	0	0	0
田主丸 中学校	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数（日）	103	113	91	73	74
		時間数(h)	532	804	464	436	406
	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の	日数（日）	0	3	0	0	0
		時間数(h)	0	9	0	0	0

微小粒子状物質

測定局	測定項目等		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
筑後小郡	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数(日)	2	4	3	1	3
		割合(%)	0.5	1.1	0.8	0.3	0.8
朝倉	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数(日)	1	2	2	0	3
		割合(%)	0.3	0.6	0.6	0	0.8
久留米 城南中学校	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数(日)	3	6	5	0	2
		割合(%)	0.8	1.7	1.4	0	0.6
田主丸 中学校	日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合	日数(日)	2	4	5	3	3
		割合(%)	0.6	1.1	1.4	0.8	0.8

■ うきは市周辺大気測定局の環境基準達成状況 (達成=○、非達成=×)

測定項目等	測定局	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
二酸化硫黄 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
二酸化窒素 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質 (長期的評価)	筑後小郡	○	○	○	○	○
	朝倉	○	○	○	○	○
	久留米城南中学校	○	○	○	○	○
	田主丸中学校	○	○	○	○	○
光化学オキシダント (短期的評価)	筑後小郡	×	×	×	×	×
	朝倉	×	×	×	×	×
	久留米城南中学校	×	×	×	×	×
	田主丸中学校	×	×	×	×	×

出典) 福岡県「公害関係測定結果」

(2) 水質（公共用水域）

公共用水域（河川等）の水質については、水域別に環境基準の類型指定がなされており、うきは市内では筑後川、隈上川及び巨瀬川がA類型に指定されています。そのうち隈上川の柳野橋は環境基準点、筑後川の荒瀬は補助点となっています。国・県が実施した調査結果を見ると、水質汚濁の代表的指標であるBODについて、筑後川（荒瀬）及び隈上川（柳野橋）で環境基準を達成しています。

また、市が毎年度実施している市内の公共用水域（河川等）11箇所の定点調査結果によると、環境基準の類型指定がされている隈上川と巨瀬川の大腸菌群数で基準の超過が見られますが、これは降雨によって周辺から土壌が流入したことによるものと考えられます。

類型指定がなされていない他の河川等については比較的清浄な水質と言えます。

巨瀬川及び井延川では、BOD等に加え重金属や農薬等の「人の健康の保護に関する項目」が調査されていますが、いずれも環境基準を満たしています。

■ 環境基準点等における河川水質調査結果（BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L）

河川名	調査地点名	測定値等	H28	H29	H30	R元	R2	環境基準
筑後川	荒瀬 (補助点)	75%値	0.5	0.5	0.6	0.9	1.0	A類型 2mg/L 以下
		最小～最大	<0.5 ～0.6	<0.5 ～0.7	0.5 ～0.8	<0.5 ～1.3	0.7 ～1.3	
隈上川	柳野橋 (環境基準点)	75%値	1.7	1.4	2.0	2.5	1.8	
		最小～最大	0.7 ～2.7	<0.5 ～2.6	0.7 ～3.5	0.9 ～3.1	0.9 ～2.2	

出典) 福岡県「公害関係測定結果」

※ 調査実施機関：筑後川（荒瀬）＝九州地方整備局筑後川河川事務所、隈上川（柳野橋）＝福岡県

令和2年度 うきは市内河川 水質検査結果一覧表

採水地点 分析項目	巨瀬川 (岩光橋)	巨瀬川 (山前橋)	巨瀬川 (六谷神社)	巨瀬川 (蓮花橋下)	巨瀬川 (山原町)	隈の上川 (妙見橋)	美津留川 (中央橋)	美津留川 (美津留橋)	大石用水 (橋下(オオシロウジ))	小瀬川 (中崎橋)	井延川 (オニツク方橋)	定置下限値	基準値(A類型)※1
	2020/10/26 14:25	2020/10/26 13:50	2020/10/26 10:35	2020/10/26 10:10	2020/10/26 11:20	2020/10/26 10:55	2020/10/26 14:15	2020/10/26 13:35	2020/10/26 13:05	2020/10/26 9:05	2020/10/26 11:50		
採取日													
採取時間	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴		
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴		
気温	23.8	25.0	17.0	11.0	20.0	14.3	25.3	24.7	20.5	12.5	19.0		
水温	19.0	18.7	16.8	13.4	16.6	13.6	18.8	18.3	23.1	13.1	16.7		
環境基準(類型基準)	A類型	A類型	A類型										
基本項目	7.6(20.6)	7.8(21.1)	7.7(19.8)	7.6(19.8)	7.6(20.7)	7.7(19.9)	7.8(20.1)	7.4(20.9)	9.6(20.3)	7.9(20.2)	8.1(20.7)	-	6.5以上8.5以下
水素イオン濃度(pH)	1.0	0.9	0.8	<0.5	0.6	<0.5	0.9	1.3	1.8	<0.5	0.7	0.5	2以下
生物化学的酸素要求量(BOD)	3	3	4	<1	<1	<1	1	<1	2	<1	1	1	25以下
浮遊物質量(SS)	11.2	11.0	10.5	10.4	10.7	10.6	12.4	10.1	11.3	10.8	11.5	0.5	7.5以上
溶存酸素量(DO)	◆17000	◆9000	◆900	◆2300	◆2200	◆3300	110000	11000	2800	4900	7900	1.8	1000以下
大腸菌群数	-	2.1	-	-	-	-	-	-	-	-	1.6	0.5	-
化学的酸素要求量(CODMn)	-	11.1	-	-	-	-	-	-	-	-	13.8	-	-
電気伝導度	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	0.0003	0.003以下
カドミウム	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	0.1	検出されないこと※2
全シアン	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
鉛	-	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	0.005	0.05以下
六価クロム	-	0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
砒素	-	<0.00005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00005	0.00005	0.0005以下
総水銀	-	<0.00005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.00005	0.00005	検出されないこと※2
アルキル水銀	-	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	0.0005	検出されないこと※2
PCB	-	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	0.0005	0.02以下
ジクロロメタン	-	<0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.002	0.002以下
四塩化炭素	-	<0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	0.0002	0.004以下
1,2-ジクロロエタン	-	<0.0004	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	0.0004	0.01以下
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.01	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	0.01	0.04以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	<0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	0.004	1以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.1	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	0.1	0.06以下
1,1,2-トリクロロエタン	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
トリクロロエチレン	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	-	<0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.002	0.002以下
1,3-ジクロロプロペン	-	<0.0006	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	0.0006	0.006以下
チクラム	-	<0.0003	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	0.0003	0.003以下
シマジン	-	<0.002	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	0.002	0.02以下
チオベンカルブ	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
ベンゼン	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
セレン	-	<0.001	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	0.001	0.01以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	0.54	-	-	-	-	-	-	-	-	0.91	0.01	10以下
ふっ素	-	<0.08	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.08	0.08	0.8以下
ほう素	-	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	0.1	1以下
1,4-ジオキサン	-	<0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	0.005	0.05以下

備考

※1 水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号 列表1、2より)

※2 「検出されないこと」とは、その結果が当該方法の定置下限値を下回ることをいう。

◆は基準値超過を示す。

■ うきは市河川水水質調査結果 (BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L)

河川名	調査地点名	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
隈上川	本村・妙見橋	N.D	1.1	<0.5	0.5	<0.5	N.D	0.5	0.5	N.D	<0.5
	川原町		1.7	<0.5	0.5	<0.5	0.9	1.0	0.7	0.7	0.6
巨瀬川	尼ヶ瀬	N.D	1.2	<0.5	0.5	<0.5	N.D	0.6	0.9	N.D	<0.5
	六谷神社	N.D	1.5	<0.5	0.9	<0.5	N.D	1.1	0.7	N.D	0.8
	川前橋	0.6	2.1	0.6	1.0	0.7	1.0	0.7	0.8	0.8	0.9
	岩光橋	N.D	1.5	<0.5	1.1	0.5	0.5	1.1	0.7	0.6	1.0
小塩川	中崎	N.D	1.5	<0.5	0.6	<0.5	N.D	0.8	0.5	N.D	<0.5
井延川	エリソノヱカ橋	0.6	1.8	0.6	1.0	<0.5	N.D	0.8	0.6	N.D	0.7
大石用水	角間天秤		1.7	0.6	0.9	0.5	0.7	1.2	1.5	0.9	1.8
美津留川	美津留橋	0.7	1.7	0.7	3.1	0.9	0.9	1.6	3.0	1.6	1.3
	中央橋	0.6	1.4	0.6	1.3	0.5	0.6	1.0	1.8	0.5	0.9

※ N.D及び<0.5は定量下限値未満を示す。出典) うきは市水資源対策室

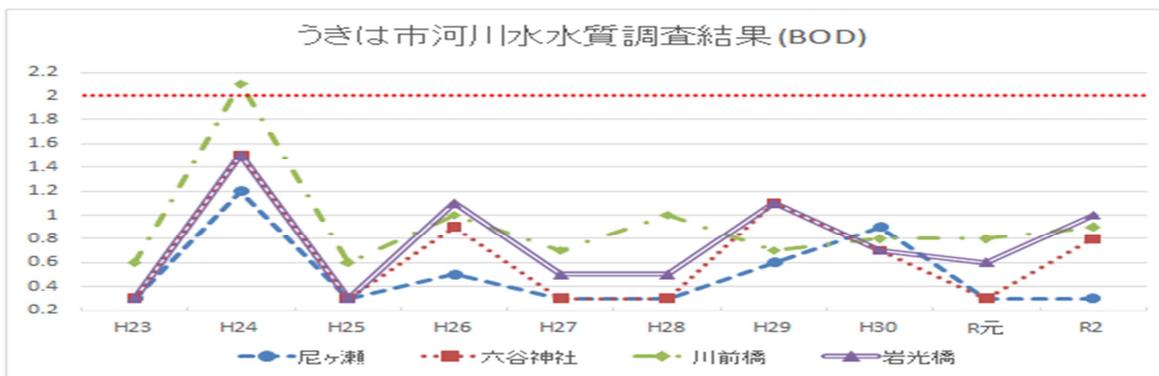
■ 隈上川の水質調査結果 (BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L)

※環境基準 (A類型：2.0)



■ 巨瀬川の水質調査結果 (BOD：生物化学的酸素要求量、単位：mg/L)

※環境基準 (A類型：2.0)



(3) 水質 (地下水)

地下水の水質については、平成21年度まで市内40箇所にて定点調査（主に水道水基準項目に関する検査）を行っていましたが、平成22年度から市内類似公民館等を巡回し調査することとし、令和2年度は各地区コミュニティセンター11箇所及び市内類似公民館16箇所の調査を行っています。

その結果によると、ほとんどの地点で基準値以下になっていますが、5箇所にて水道水質基準値を上回った項目があり、原因として自然由来によるものと考えられます。

■ うきは市地下水水質調査結果

	適合	不適合	不適合項目
H22年	33箇所	7箇所	大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、濁度
H23年	23箇所	7箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、色度、濁度
H24年	32箇所	6箇所	一般細菌、大腸菌、鉄及びその化合物、濁度、色度
H25年	18箇所	7箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、味、臭気、濁度
H26年	25箇所	1箇所	一般細菌
H27年	25箇所	1箇所	マンガン及びその化合物
H28年	19箇所	3箇所	一般細菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、色度、濁度
H29年	19箇所	3箇所	一般細菌、大腸菌、ヒ素及びその化合物
H30年	18箇所	4箇所	一般細菌、大腸菌、濁度
R元年	19箇所	3箇所	一般細菌、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、濁度
R2年	22箇所	5箇所	一般細菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、臭気、色度、濁度

出典) うきは市水資源対策室

令和2年度 うきは市内地下水 水質検査結果一覧表 (コミュニティセンター)

採水地点 分析項目	千年 コミュニティ センター		吉井 コミュニティ センター		福富 コミュニティ センター		江南 コミュニティ センター		妹川 コミュニティ センター		新川 コミュニティ センター		田籠 コミュニティ センター		小塩 コミュニティ センター		山春 コミュニティ センター		大石 コミュニティ センター		御幸 コミュニティ センター		水道水質基準値
	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	
採取日	10:00	10:00	10:15	10:40	11:30	14:30	12:00	11:10	10:00	16:40	17:05	14:55	定量下限値										
採取時間	晴	晴	晴	晴	晴	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	14:55
天候	晴	晴	晴	晴	晴	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨	雨
気温	19.5	19.5	19.5	17.5	19.0	19.1	19.2	17.2	18.4	18.7	18.8	19.3											
水温	20.4	22.7	22.7	18.1	20.0	18.6	18.0	21.0	18.0	21.9	21.4	19.9											
一般細菌	CFU/mL	2	0	0	0	0	4	0	50	0	0	1	100CFU/mL以下										
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	検出されないこと																		
水銀及びその化合物	mg/L	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005mg/L以下										
鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.01mg/L以下										
ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下										
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下										
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.66	1.50	1.68	1.68	1.53	0.72	<0.02	0.63	5.05	1.48	2.09	10mg/L以下										
フッ素及びその化合物	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.09	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.15	<0.05	0.8mg/L以下										
亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下										
鉄及びその化合物	mg/L	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.05	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3mg/L以下										
銅及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下										
マンガン及びその化合物	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下										
塩化物イオン	mg/L	6.7	6.4	4.6	4.6	8.5	2.2	5.7	4.9	6.3	7.6	5.4	200mg/L以下										
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	87	96	53	53	119	33	94	58	40	32	84	300mg/L以下										
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3mg/L以下										
pH値	-	6.6(20.0)	6.9(20.0)	7.2(18.6)	7.4(19.8)	7.4(19.8)	7.8(15.6)	7.3(16.7)	7.4(16.5)	6.3(17.0)	7.8(17.0)	7.3(17.3)	5.8-8.6										
味	-	異常でない	異常でない	異常でない	異常でないこと																		
臭気	-	異常でない	異常でない	異常でない	異常でないこと																		
色度	度	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下										
濁度	度	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.6	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2度以下										

備考

◆は基準値超過を示す。

令和2年度 うきは市内地下水 水質検査結果一覧表 (行政区公民館)

採水地点 分析項目	長野区 公民館	折敷町区 公民館	末永区 公民館	西延寿寺区 公民館	金本区 公民館	庄園区 公民館	高田区 公民館	分田区 公民館	尾谷区 公民館	女子尾区 公民館	小松郷区 公民館	北陽区 公民館	西長瀬区 公民館	松本区 公民館	隈の上区 公民館	宮本区 公民館	水道水質基準値 定量下限値
	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/23	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/22	2020/10/23	2020/10/22	2020/10/26	2020/10/22	
採取日	9:40	9:25	9:10	10:55	12:25	11:45	12:05	11:35	12:30	10:40	10:15	16:30	12:50	16:00	10:55	15:35	
採取時間		晴	晴	晴	晴	晴	晴	雨	雨	雨	雨	雨	晴	雨	晴	雨	
天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	雨	雨	雨	雨	雨	晴	雨	晴	雨	
気温	15.5	15.0	15.0	18.0	17.0	19.5	18.5	19.0	19.2	18.0	18.0	18.7	20.0	18.9	17.5	19.2	
水温	22.0	18.9	18.6	19.2	20.3	22.0	20.9	17.2	19.2	19.2	20.3	19.2	19.4	21.2	19.0	19.8	
一般細菌	CFU/mL	0	1	5	2	6	2	1	280	6	23	0	0	0	3	3	100CFU/mL以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
水銀及びその化合物	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
鉛及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.002	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.004	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.001	0.005	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
亜硝酸態窒素	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.27	2.45	1.33	<0.02	2.15	1.95	0.68	0.10	0.14	0.27	2.0	1.26	1.72	2.03	2.08	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	mg/L	0.05	<0.05	<0.05	0.07	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.8mg/L以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
鉄及びその化合物	mg/L	0.24	0.10	<0.03	1.95	0.11	<0.03	0.23	0.06	0.03	<0.03	<0.03	0.14	0.18	<0.03	<0.03	0.3mg/L以下
銅及びその化合物	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
マンガン及びその化合物	mg/L	0.009	<0.005	<0.005	0.072	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下
塩化物イオン	mg/L	4.4	6.5	6.6	3.4	6.5	8.2	3.4	2.4	2.3	2.8	8.8	6.8	4.9	3.1	3.1	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	64	78	101	36	60	76	62	11	38	37	90	69	71	55	56	300mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	0.5	<0.3	0.8	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	3mg/L以下
pH値	-	6.4(20.1)	6.6(20.1)	7.0(20.0)	7.0(19.8)	6.7(19.8)	6.8(19.2)	7.9(16.5)	6.6(15.5)	7.4(16.3)	7.7(15.9)	7.6(17.8)	7.1(20.0)	6.5(16.3)	6.6(19.6)	6.7(15.9)	5.8-8.6
味	-	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	測定不可※	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でないこと
臭気	-	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でないこと
色度	度	1.7	0.7	<0.5	1.1	1.1	<0.5	0.5	4.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1	<0.5	<0.5	5度以下
濁度	度	0.5	0.3	<0.1	0.4	0.4	<0.1	0.2	0.9	1.1	<0.1	<0.1	0.9	0.4	0.5	<0.1	2度以下

備考

◆は基準値超過を示す。

※ 試料に基準超過の項目があり留試験(味)は測定不可とした。

(4) 騒音・振動

騒音については、環境基本法による環境基準と騒音規制法による規制基準があります。振動については、環境基準は定められておらず、振動規制法による規制基準があります。

騒音規制法及び振動規制法による規制を受けるのは、法で指定された騒音・振動を発生させる施設（特定施設）を設置する工場や事業場（特定工場）で、届出が義務付けられています。また、法で指定された騒音・振動を発生させる機械を使った建設作業（特定建設作業）についても、規制基準と届出が義務付けられています。

本市では、県の権限委譲により平成24年度から自動車騒音常時監視を実施しており、令和2年度は国道210号（東隈上交差点以東）及び県道浮羽草野久留米線において、測定データに基づく面的評価を実施しました。評価区間全体の環境基準達成状況は、総戸数1,593戸に対して昼夜とも基準値以下が1,454戸（91.3%）、昼のみ基準値以下が25戸（1.6%）、昼夜とも基準値超過が114戸（7.2%）でした。

(5) 土壌汚染

土壌汚染対策法においては、土壌汚染の可能性が高い土地について、施設廃止時等の一定の機会を捉えて土地所有者が土壌調査を実施すること、また、その結果土壌汚染が判明した場合は県が指定区域に指定し、土地所有者等に対し土壌汚染による健康被害の防止措置等を命じることができること等が定められています。

なお、市内においては、令和2年度末現在、法律に基づく指定区域はありません。

(6) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、県などによって調査されています。市内で行われた調査結果を見ると、いずれの項目も環境基準を超過した地点はありません。

■ ダイオキシン類

媒体	調査地点	調査機関	調査年度	測定値	環境基準	単位
大気	朝田	県	H14	0.022(※1)	0.6	pg-TEQ/m ³
	富永	施設組合	H18	0.034		
河川（水質）	柳野橋（隈の上川）	県	H27	0.076	1	pg-TEQ/L
河川（底質）	柳野橋（隈の上川）	県	H27	0.73	150	pg-TEQ/g
地下水 （水質）	新川	県	H14	0.070	1	pg-TEQ/L
	田籠	県	H27	0.067		
	新治	県	H19	0.069		
土壌	朝田	県	H14	0.074	1,000	pg-TEQ/g
	生葉	県	H16	0.90		
	八和田	県	H19	0.053		
	新川	県	H27	0.0021		

※1：年平均値

出典）福岡県「公害関係測定結果」

(7) PRTR

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

令和元年度の市内事業所からの届出状況を見ると、14事業所から46物質、約96.1 t の排出・移動量の届出がなされています。

■ PRTRデータ（届出事業所数・排出量・移動量）（単位：kg、ダイオキシン類はmg-TEQ）

第1種指定化学物質	届出数	排出・ 移動量 合計	排出量				移動量	
			大気	水域	土壌	埋立	下水道	廃棄物
1(1) 亜鉛の水溶性化合物	3	538	0	538	0	0	0	0
31(25) アンチモン及びその化合物	1	49	0	0	0	0	0	49
48(37) E P N	3	274	0	274	0	0	0	0
53(40) エチルベンゼン	5	6,810	6,810	0	0	0	0	0
75(60) カドミウム及びその化合物	3	8	0	8	0	0	0	0
80(63) キシレン	6	14,238	14,238	0	0	0	0	0
83(-) クメン	1	53	0	0	0	0	0	53
87(68) クロム及び三価クロム化合物	3	538	0	538	0	0	0	0
88(69) 六価クロム化合物	4	167	16	135	0	0	0	16
113(90) シマジン	3	8	0	8	0	0	0	0
144(108) 無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）	3	274	0	274	0	0	0	0
147(110) チオベンカルブ	3	54	0	54	0	0	0	0
149(112) 四塩化炭素	3	5	0	5	0	0	0	0
150(113) 1, 4 -ジオキサン	3	135	0	135	0	0	0	0
157(116) 1, 2 -ジクロロエタン	3	11	0	11	0	0	0	0
158(117) 塩化ビニリデン	3	274	0	274	0	0	0	0
159(118) シス- 1, 2 -ジクロロエチレン	3	108	0	108	0	0	0	0
179(137) D - D	3	5	0	5	0	0	0	0
186(145) 塩化メチレン	5	26,804	26,750	54	0	0	0	0
223(-) N, N -ジメチルドデシルアミン	1	25	0	0	0	0	0	25
237(175) 水銀及びその化合物	3	1	0	1	0	0	0	0
242(178) セレン及びその化合物	3	27	0	27	0	0	0	0
243(179) ダイオキシン類	4	0	0	0	0	0	0	0
262(200) テトラクロロエチレン	3	27	0	27	0	0	0	0
268(204) チウラム	3	16	0	16	0	0	0	0
272(207) 銅水溶性塩（錯塩を除く。）	3	801	0	801	0	0	0	0
279(209) 1, 1, 1 -トリクロロエタン	3	801	0	801	0	0	0	0
280(210) 1, 1, 2 -トリクロロエタン	3	16	0	16	0	0	0	0
281(211) トリクロロエチレン	3	27	0	27	0	0	0	0
296(-) 1, 2, 4 -トリメチルベンゼン	5	2,009	2,009	0	0	0	0	0
297(224) 1, 3, 5 -トリメチルベンゼン	3	620	620	0	0	0	0	0
298(*) トリレンジイソシアネート	1	165	55	0	0	0	0	110
300(227) トルエン	7	31,532	31,292	0	0	0	0	240
302(-) ナフタレン	1	480	480	0	0	0	0	0
304(*) 鉛	1	12	12	0	0	0	0	0
305(*) 鉛化合物	4	35	4	27	0	0	0	4
332(252) 砒素及びその無機化合物	3	27	0	27	0	0	0	0
374(283) ふっ化水素及びその水溶性塩	3	2,200	0	2,200	0	0	0	0
392(-) ノルマル-ヘキサン	4	699	699	0	0	0	0	0
400(299) ベンゼン	7	91	64	27	0	0	0	0
405(*) ほう素化合物	3	2,738	0	2,738	0	0	0	0
406(306) P C B	3	1	0	1	0	0	0	0
411(310) ホルムアルデヒド	1	132	66	0	0	0	0	66
412(311) マンガン及びその化合物	4	2,740	2	2,738	0	0	0	0
438(-) メチルナフタレン	3	86	73	0	0	0	0	13
448(-) メチレンビス(4, 1 -フェニレン) =ジイソシアネート	1	470	0	0	0	0	0	470
合計(46物質)	144	96,131	83,190	11,895	0	0	0	1,046

出典) 経済産業省HP「PRTR制度」

3 社会・文化環境

(1) 文化財

うきは市内には珍敷塚古墳、日岡古墳をはじめとした古墳等、数多くの文化財、史跡が存在します。令和2年度中の新たな指定等はありませんでした。

■ 指定文化財等一覧

種別	区分	文化財の名称	所在地
重要文化財（出土品）	国	筑後国浮羽郡月岡古墳出土品	吉井町 983-1 (吉井歴史民俗資料館)
史跡	国	楠名・重定古墳	朝田 669 他
		塚花塚古墳	朝田 1235-2 他
		日岡古墳	若宮 366-1
		屋形古墳群（珍敷塚・原・鳥船塚・古畑）	富永 653-2 他
	市	安富古墳	福益 278
		正平塔	千年 506
袋野堰並びに附属遺跡		三春 573-8 他	
重要文化財（建造物）	国	平川家住宅（主屋・納屋）	田籠 383-1
国選定地区	国	筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区	吉井町指定区域
		新川・田籠重要伝統的建造物群保存地区	浮羽町新川・田籠地区の指定区域
登録有形文化財	国	楠森河北家主屋ほか7棟	山北 2056
		南久保田家主屋ほか7棟	福永 160-2
指定建造物	市	旧籠田家家屋（鏡田屋敷）	若宮 113-1
		大雄宝殿	流川 478（大生寺）
有形民俗文化財	県	油絵「元寇」	流川 1292（本仏寺）
		岩屋堂木彫阿弥蛇如来坐像 附木彫僧形坐像	小塩 2491（岩屋堂観音堂）
		小椎尾神社旧神像敷板	小塩 3249 他（小椎尾神社）
		お粥占い面絵録（4冊） 附 御粥箱（1個）	田籠 1368（諏訪神社）
	市	郡境石（5基）	生葉 354 他
		札の辻の庚申塔	吉井町 1292
		溝口天満宮絵馬（1面）	福永 315-1（溝口天満宮）
		諏訪神社農耕絵馬図	田籠 1368（諏訪神社）
		小椎尾神社農耕絵馬図	小塩 3239（小椎尾神社）
		農耕「稲作絵馬」	三春 2508（三春天満宮）
		三十六歌仙絵馬	田籠 1368（諏訪神社）
		老松神社農耕絵馬	屋部 495-1（老松神社）

種別	区分	文化財の名称	所在地
工芸	県	梵鐘	吉井町 1165 (浄満寺)
	市	金銅製狛犬 (1 対)	若宮 366-1 (若宮八幡宮境内)
		金銅製灯籠 (1 対)	若宮 366-1 (若宮八幡宮境内)
彫刻	市	溝口観音堂木造観音立像 (1 躯) 附木造仁王像残欠 (1 躯) 附仁王像浮彫石碑 (2 基)	福永 358-3 (溝口天満宮境内)
書跡	県	問註所文書 (54 通)	流川 635 (河原忠誠氏)
		熊懐家文書	朝田 582-1 (市立図書館)
	市	田代家文書一括	吉井町 983-1 (吉井歴史民俗資料館)
無形民俗文化財	市	若宮おくんち (毛槍)	若宮 366-1 (若宮八幡宮)
		吉井祇園はやし	吉井町 1083 (素盞鳴神社)
		浮羽おくんち行列 (振毛槍並びに子ども楽)	山北 2-2 (賀茂神社)
		三春天満宮火鑽神事	三春 2508 (三春天満宮)
天然記念物	県	千年の柊	千年 402 (家永清文氏宅)
	市	楠	朝田 481-1 (朝田天満宮境内)
		榎	新川 4426 (高御魂神社境内)

出典) うきは市教育委員会生涯学習課

4 自然環境

(1) 守るべき自然・文化

うきは市には、各所に様々な美しい自然、伝統的な文化があり、これらは大切に保全し、未来へと引き継いでいくものです。その中で日本百選に選定されたものとして、以下のものがあります。

- 名水百選 『清水湧水』（昭和60年環境省選定）
- 水源の森百選 『滝のある水源の森（調音の滝）』（平成7年林野庁選定）
- 棚田百選 『つづら棚田』（平成11年農林水産省選定）
- 疏水百選 『大石用水』（平成18年農林水産省選定）

また、平成27年12月には、環境省において「生物多様性保全上重要な里地里山」として500ヶ所が選定され、そのうち、うきは市の「小塩地区（ほたるの里）」がほたる保全の取り組みなどを評価され選ばれました。

(2) 動植物

福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011 -植物群落・植物・哺乳類・鳥類-」に掲載されたものとして下表のものがあります。

■ うきは市内の希少野生生物

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
植物	ズミ	バラ科	絶滅	—
	ネズミサシ	ヒノキ科	準絶滅危惧	—
	オオヤマフスマ	ナデシコ科	準絶滅危惧	—
	カワヂシャ	ゴマノハグサ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
鳥類	クマタカ	タカ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	アカショウビン	カワセミ科	絶滅危惧Ⅱ類	—

出典)「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011」

また、福岡県が作成した「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」に掲載されたものとして下表のものがあります。

■ うきは市内の希少野生生物

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
貝類	オオタニシ	タニシ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
魚類	ヒナモロコ	コイ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠA類
	スナヤツメ南方種	ヤツメウナギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	ニホンウナギ	ウナギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	ニッポンバラタナゴ	コイ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
	カゼトゲタナゴ	コイ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
魚類	アリアケスジシマドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
	アリアケギバチ	ギギ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
	サクラマス（ヤマメ）	サケ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ヤリタナゴ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	カワヒガイ	コイ科	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧
	ドジョウ	ドジョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	情報不足
	カネヒラ	コイ科	準絶滅危惧	—
	アブラボテ	コイ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ツチフキ	コイ科	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ゼゼラ	コイ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	ヤマトシマドジョウ	ドジョウ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	アユ	アユ科	準絶滅危惧	—
	メダカ（ミナミメダカ）	メダカ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	カジカ大卵型	カジカ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	オヤニラミ	ケツギョ科	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠB類
	ウグイ	コイ科	情報不足	—
	昆虫類	スジゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅
ゲンバイトンボ		モノサシトンボ科	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧
タガメ		コオイムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
クロホシコガシラミズムシ		コガシラミズムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
シャープツブゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	準絶滅危惧
ゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
マルガタゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
ツマキレオナガミズスマシ		ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
コオナガミズスマシ		ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
ヒメミズスマシ		ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類
コガタガムシ		ガムシ科	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧Ⅱ類
トゲナベブタムシ		ナベブタムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
オオヒラタトックリゴミムシ		オサムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠA類
キベリマメゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
クロゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
シマゲンゴロウ		ゲンゴロウ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
コミズスマシ		ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧ⅠB類
ミズスマシ		ミズスマシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類
ガムシ		ガムシ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
ヤマトモンシデムシ		シデムシ科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
オオクワガタ		クワガタムシ科	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類

分類区分	和名	科名	福岡県カテゴリー	環境省カテゴリー
昆虫類	ハイイロチビミノガ	ミノガ科	絶滅危惧ⅠB類	－
	カンムリセスジゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	コガタノゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類
	コツバメ	シジミチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	クモガタヒョウモン	タテハチョウ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	オオシモフリスズメ	スズメガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	クマソオオヨトウ	ヤガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	キュウシュウマエアカシロヨトウ	ヤガ科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	キイトトンボ	イトトンボ科	準絶滅危惧	－
	ミズカマキリ	タイコウチ科	準絶滅危惧	－
	キイロコガシラミズムシ	コガシラミズムシ科	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類
	クビボソコガシラミズムシ	コガシラミズムシ科	準絶滅危惧	情報不足
	ホソマルチビゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	準絶滅危惧	情報不足
	オオミズスマシ	ミズスマシ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ホシガガンボモドキ	ガガンボモドキ科	準絶滅危惧	情報不足
	オオシマトビケラ	シマトビケラ科	準絶滅危惧	－
	ヤホシホソマダラ	マダラガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ミヤマセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	－
	ヒメキマダラセセリ	セセリチョウ科	準絶滅危惧	－
	オオムラサキ	タテハチョウ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	コエビガラスズメ	スズメガ科	準絶滅危惧	－
	カバイロシャチホコ	シャチホコガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	アカヘリヤガ	ヤガ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	マダラウスバカゲロウ	ウスバカゲロウ科	情報不足	－
	ビワアシエダトビケラ	アシエダトビケラ科	情報不足	準絶滅危惧
	ギンボシツツトビケラ	ヒゲナガトビケラ科	情報不足	準絶滅危惧
	シンテイトビケラ	シンテイトビケラ科	情報不足	－
	ツマグロトビケラ	トビケラ科	情報不足	－
	セグロトビケラ	エグリトビケラ科	情報不足	－
	ヒメトビイロトビケラ	エグリトビケラ科	情報不足	－
両生類	トノサマガエル	アカガエル科	絶滅危惧ⅠB類	準絶滅危惧
	ヤマアカガエル	アカガエル科	絶滅危惧Ⅱ類	－
	アカハライモリ	イモリ科	準絶滅危惧	準絶滅危惧
	ツチガエル	アカガエル科	準絶滅危惧	－
	カジカガエル	アオガエル科	準絶滅危惧	－

出典)「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014」

■カテゴリーの定義

絶滅	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種
<絶滅危惧＝絶滅のおそれのある種>	
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧ⅠA類	ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種
絶滅危惧ⅠB類	ⅠA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧	現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足	評価するだけの情報が不足している種

5 地球環境

(1) 廃棄物

うきは市のごみ排出量（一般廃棄物）は平成15年度をピークに減少傾向にありましたが、平成29年度から一転して増加傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の低下等により、前年度と比較して1.0%減少しています。しかし、市民1人一日あたりのごみ量は927gで、前年度と比較して0.2%増加しています。

収集可燃ごみの成分内訳（平均）は、水分45.4%、可燃分48.7%、不燃分5.9%となっており、ごみ袋の半分近くが水分という調査結果が出ています。水分は前年度（42.0%）と比較して増加しており、引き続き広報誌などを通して市民へ水切りの徹底と分別の徹底の呼びかけが必要と考えます。

■ 一般廃棄物排出量・処理量（単位：t） ※小数点以下四捨五入のため合計が合わない場合あり

項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
収集ごみ	可燃ごみ	5,655	5,695	5,676	5,629	5,471	5,254	5,369	5,329	5,344	5,051
	粗大ごみ*1	332 (96)	335 (89)	377 (94)	246 (54)	241 (6)	254 (0)	244 (0)	275 (0)	279 (0)	297 (6)
	資源ごみ（缶ビンその他）	358	354	343	334	335	345	335	359	357	378
	廃食用油	3	3	3	3	4	3	2	1	0	0
	古紙・古着	668	607	590	603	592	572	546	526	469	477
直接搬入ごみ*2	2,586 (671)	2,634 (636)	2,555 (621)	2,643 (682)	2,846 (827)	2,774 (728)	2,998 (767)	3,178 (804)	3,458 (861)	3,606 (1,023)	
ごみ総量	9,602	9,628	9,544	9,458	9,489	9,200	9,493	9,668	9,907	9,809	
ごみ総量前年比（%）	0.4	0.3	-0.9	-0.9	0.3	-3.0	3.2	1.8	2.5	-1.0	
人口（人） ※10/1現在	32,280	32,103	31,842	31,472	31,033	30,641	30,361	29,852	29,345	28,997	
1人一日あたりのごみ量（g）	815	822	821	823	838	823	857	887	925	927	
1人一日あたりのごみ量前年比（%）	1.1	0.8	-0.1	0.3	1.8	-1.8	4.1	3.6	4.2	0.2	
直接資源化量*3	1,796	1,689	1,650	1,676	1,765	1,647	1,650	1,690	1,687	1,884	
RDF搬出量	3,806	3,848	3,749	3,759	3,648	3,701	3,849	3,798	3,891	3,982	
その他資源化量*4	488	521	488	520	642	539	594	629	677	641	
リサイクル（直接資源化）率（%）	18.71	17.54	17.29	17.72	18.60	17.90	17.38	17.48	17.02	19.20	
リサイクル（直接+施設）率（%）*5	63.43	62.92	61.68	62.96	63.80	63.99	64.18	63.27	63.13	66.33	

*1 （ ）内は、粗大ごみのうち布団類・二次処理金属分

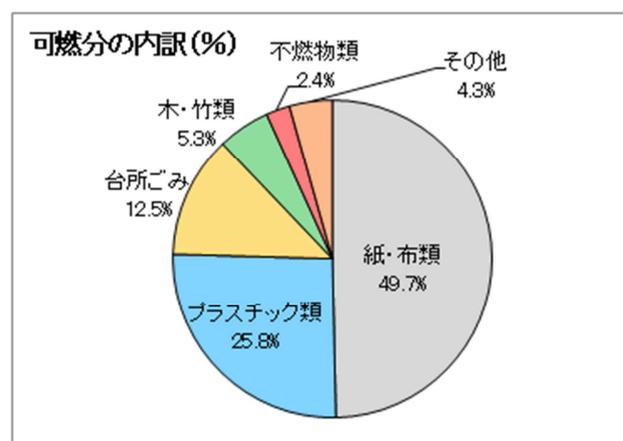
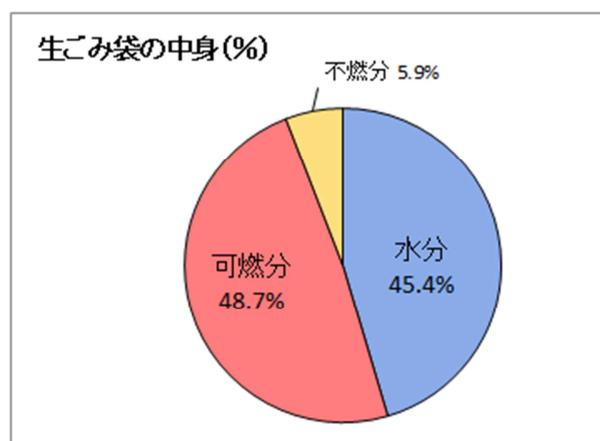
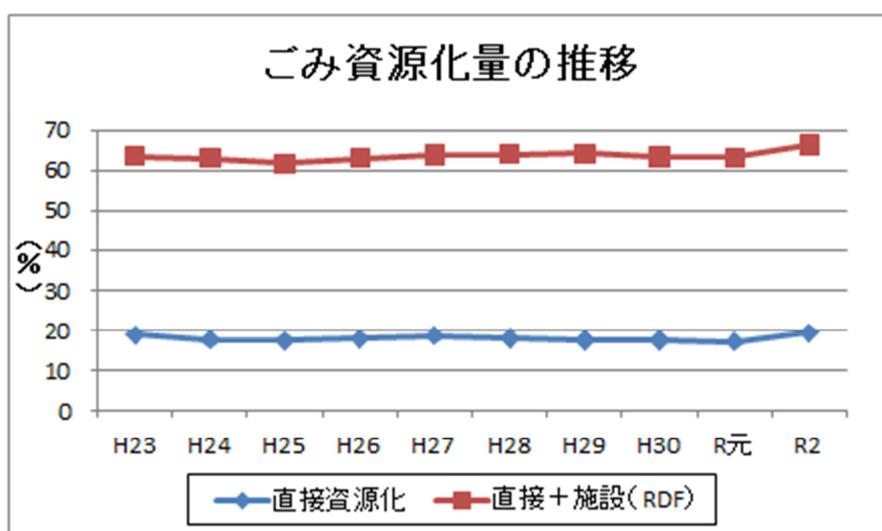
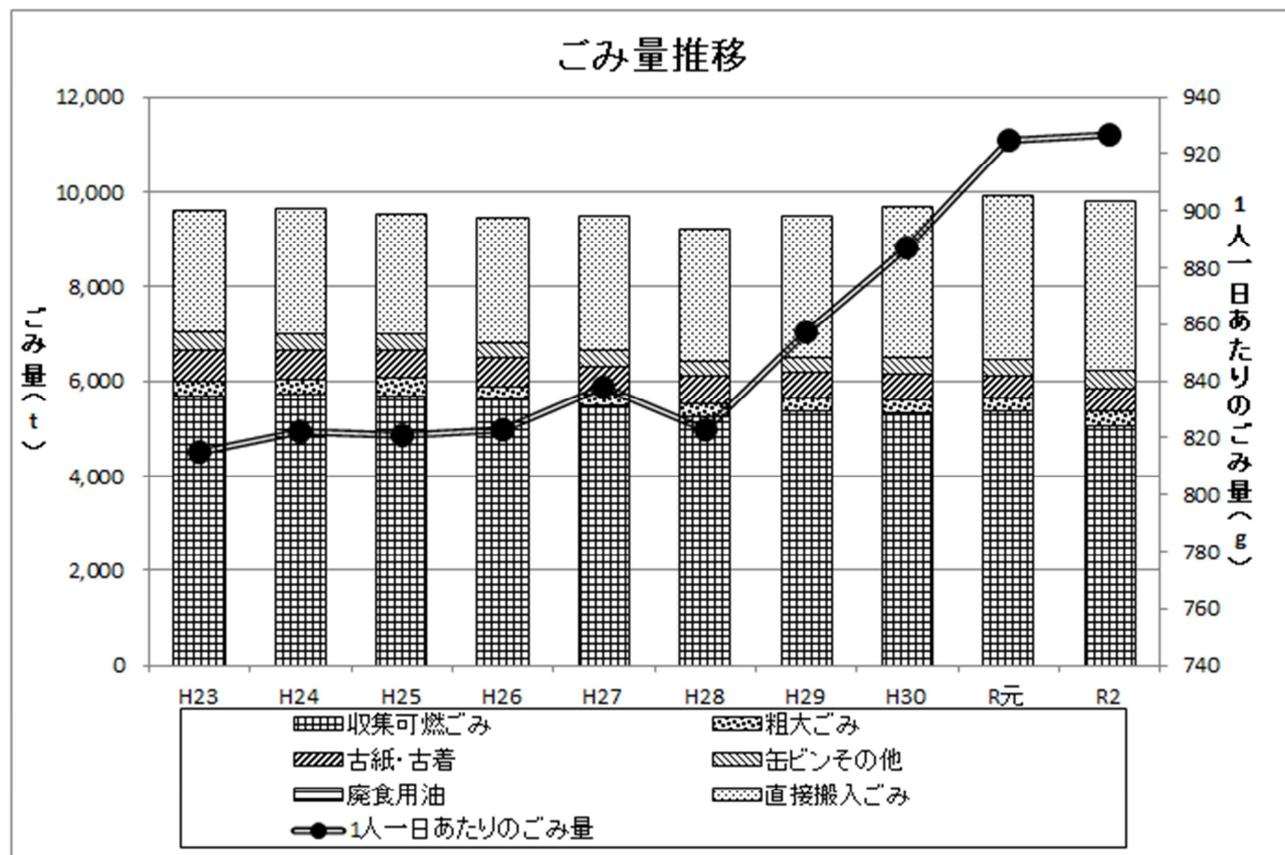
*2 （ ）内は、直接搬入ごみのうち資源分

*3 直接資源化量＝資源ごみ（缶ビンその他＋廃食用油＋古紙・古着）＋直接搬入ごみのうち資源分＋粗大ごみのうち布団類・二次処理金属

*4 その他資源化量＝リサイクルプラザでの二次処理破碎鉄等

*5 リサイクル（直接＋施設）率＝（直接資源化量＋RDF搬出量＋その他資源化量）÷ごみ総量×100

● ごみ量グラフ



3

第2次うきは市環境基本計画における環境指標

1 環境指標の達成状況

基本目標【1. 地球環境】一人ひとりが地球にやさしいまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
うきは市から発生する二酸化炭素排出量★	t-CO ₂	272,374 (H25)	218,160	215,471	未発表								201,557 (R12)
エコファミリー参加件数（累積）	世帯	74	80	83	87								100
資源ごみとして廃食用油を出している市民の割合★	%	35.9 (H29)	—	—	回収中止								60

★うきは市から発生する二酸化炭素排出量…環境省「自治体排出量カルテ」

資源ごみとして廃食用油を出している市民の割合…市民アンケート（計画策定時実施）

基本目標【2. 循環型社会】資源を大切に作る循環のまち

指標	単位	基準	進捗										目標
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
ごみ収集量 (可燃・資源・粗大・直接搬入ごみの総量)	t	9,193	9,668	9,907	9,809								8,293
ごみリサイクル率（RDF分含む） (ごみ資源化量/ごみ発生量)	%	65.2	63.3	63.1	66.3								73.5
資源ごみの分別回収の状況に満足する市民の割合★	%	46.1 (H29)	—	—	—								70
不法投棄件数	件	6	20	16	28								3

★資源ごみの分別回収の状況に満足する市民の割合…市民アンケート（計画策定時実施）

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

基本目標【3. 生活環境】安全安心な生活を守るまち

指標	単位	基準	進捗									目標	
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
汚水処理人口普及率★ (下水・浄化槽・農集接続済み人口/総人口)	%	75.4	80.0	81.7	83.8								85
河川の水質 (BOD75%値) に係る環境基準達成率★ (基準達成箇所数/検査箇所数)	%	100 (2河川/ 5箇所) (H27)	100	100	100								100
大気(空気)の きれいさに満足 する市民の割合 ★	%	22.9 (H29)	—	—	—								50
水のきれいさに 満足する市民の 割合★	%	36.7 (H29)	—	—	—								70
公害苦情件数 (水質汚濁・大気汚染・悪臭・騒音・振動)	件	34	11	12	41								17

★汚水処理人口普及率…うきは市住環境建設課

河川の水質(BOD75%値)に係る環境基準達成率…うきは市水資源対策室

大気(空気)のきれいさ、水のきれいさに満足する市民の割合…市民アンケート(計画策定時実施)

基本目標【4. 快適環境】魅力ある住みよいまち

指標	単位	基準	進捗									目標	
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
伝統的建造物群 保存修理事業整 備率★ (整備件数/特定物 件の内の家屋(主 屋)数)	%	26.2 (86/ 327)	30.6 (100/ 327)	30.9 (101/ 327)	30.9 (101/ 327)								35.4 (116/ 327)
空き家バンク活 用軒数(累積) ★ (平成25年度以降 の活用軒数)	軒	22	37	45	50								100

★伝統的建造物群保存修理事業整備率…うきは市教育委員会生涯学習課

空き家バンク活用軒数…うきは市うきはブランド推進課

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

基本目標【5. 自然環境】人と自然が共生するまち

指標	単位	基準	進捗									目標	
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
自然観察会等の開催回数★	回/年	1 (H29)	2	3	2								3
新規就農者数 (累積)★ (平成17年度以降の新たな就農者)	人	156	162	164	167								230

★自然観察会等の開催回数…うきは市水資源対策室

新規就農者数…うきは市農林振興課

基本目標【6. 参加と協働】だれもが一緒に取り組むまち

指標	単位	基準	進捗									目標	
		※	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	※
耳納クリーンステーションの見学者数	人	570	519	430	70								1,000

※基準：平成28年度、目標：令和9年度、以外はカッコ書きにて特記。

1 環境基準等

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準です。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

環境基本法

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

(1) 大気汚染に係る環境基準

■ 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16 告示)
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8 告示)
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8 告示)
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11 告示)
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。 (H9.2.4 告示、H30.11.19 改正)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9 告示)

(評価方法)

① 短期的評価（二酸化窒素を除く）

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価

ア) 二酸化硫黄・浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、環境基準を超える日が2日間以上連続した場合には非達成と評価する。

- 備考1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 備考2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 備考3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。
- 備考4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 備考5 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
- 備考6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (公共用水域)

■ 人の健康の保護に関する環境基準 (S46.12.28環境庁告示第59号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	H23.10.27 付 変更
全シアン	検出されないこと。	H5.3.8 付 変更
鉛	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 変更
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 変更
総水銀	0.0005mg/L 以下	S49.9.30 付 告示
アルキル水銀	検出されないこと。	S49.9.30 付 告示
PCB	検出されないこと。	S50.2.3 付 告示
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	H21.11.30 付 変更
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H26.11.17 付 変更
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
チウラム	0.006mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
シマジン	0.003mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
ベンゼン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
セレン	0.01mg/L 以下	H5.3.8 付 告示
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
ふっ素	0.8mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
ほう素	1mg/L 以下	H11.2.22 付 告示
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	H21.11.30 付 告示

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする

備考2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

■ 生活環境の保全に関する環境基準 (S46.12.28 環境庁告示第 59 号)

【 河川 】

(ア) 河川における生活環境の保全に関する環境基準①

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	隈上川、 巨瀬川
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水 3 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	-	

備考 1 基準値は、日間平均値とする (湖沼、海域もこれに準ずる)。

備考 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

(注)	自然環境保全	: 自然探勝等の環境保全
	水道 1 級	: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
	水道 2 級	: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
	水道 3 級	: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
	水産 1 級	: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
	水産 2 級	: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
	水産 3 級	: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
	工業用水 1 級	: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
	工業用水 2 級	: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	工業用水 3 級	: 特殊な浄水操作を行うもの
	環境保全	: 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む) において不快感を生じない限度

(イ) 河川における生活環境の保全に関する環境基準②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該 当 水 域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A または生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。

(3) 水質汚濁に係る環境基準 (地下水)

■ 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (H9.3.13 環境庁告示第 10 号)

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	H23.10.27 付 変更
全シアン	検出されないこと。	
鉛	0.01mg/L 以下	
六価クロム	0.05mg/L 以下	
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	
PCB	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	H21.11.30 付 告示
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	H21.11.30 付 変更
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	H21.11.30 付 告示
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	H26.11.17 付 変更
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふっ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	H21.11.30 付 告示

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

備考2 「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(4) その他の水質基準

■ 水道水の水質基準 (水道法第4条の規定に基づく水質基準)

項目	基準	項目	基準
一般細菌	100 個/mL 以下	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
大腸菌	検出されないこと	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下
ヒ素及びその化合物	0.01mg/L 以下	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下
六価クロム化合物	0.02mg/L 以下	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下
亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L 以下	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下
フッ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	塩化物イオン	200mg/L 以下
ホウ素及びその化合物	1.0mg/L 以下	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	蒸発残留物	500mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	フェノール類	0.005mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L 以下
塩素酸	0.6mg/L 以下	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
クロロ酢酸	0.02mg/L 以下	味	異常でないこと
クロロホルム	0.06mg/L 以下	臭気	異常でないこと
ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	色度	5 度以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下	濁度	2 度以下
臭素酸	0.01mg/L 以下		

備考 R2.4.1現在

■ 農業(水稲)用水基準

項目	農業用水基準	項目	農業用水基準
pH(水素イオン濃度)	6.0~7.5	T-N(全窒素濃度)	1ppm 以下
COD(化学的酸素要求量)	6ppm 以下	EC(電気伝導度)	0.3mS/cm 以下
SS(浮遊物質)	100ppm 以下	砒素	0.05ppm 以下
DO(溶存酸素)	5ppm 以上	亜鉛	0.5ppm 以下
		銅	0.02ppm 以下

備考 農林水産省が昭和45年3月に定めた基準。法的効力はなく、水稲の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標。

(5) 土壤汚染に係る環境基準

■ 土壤汚染に係る環境基準 (H3.8.23環境庁告示第46号)

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考 汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

- ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準（H11.12.27 環境庁告示第 68 号）

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考1 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

備考2 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

備考3 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

備考4 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。

備考5 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

(7) 騒音に係る環境基準

■ 騒音に係る環境基準 (H24.3.30 うきは市告示第 23 号)

地域の類型		基準値		類型を当てはめる地域 (うきは市)
		昼間	夜間	
AA	特に静穏を要する地域	50 デシベル以下	40 デシベル以下	—
A	専ら住居の用に供される地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	騒音規制法に基づく第 1 種区域
B	主として住居の用に供される地域			騒音規制法に基づく第 2 種区域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	騒音規制法に基づく第 3・4 種区域

時間 昼間：午前 6 時～午後 10 時 ， 夜間：午後 10 時～午前 6 時

■ 「道路に面する地域」の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

■ 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

備考 2 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路をいう。

備考 3 「近接する空間」とは、2 車線以下の道路では道路端から 15m、2 車線を越える道路では道路端から 20m の範囲をいう。

(8) 騒音規制法に基づく規制基準

■ 騒音規制法の規制区域及び自動車騒音の要請限度の区域の区分

地域	規制区域	自動車騒音の要請限度の区域
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域	第1種区域	a区域
住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第2種区域	b区域
住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保持するため、騒音の発生を防止する必要がある区域	第3種区域	c区域
主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域	第4種区域	

備考 規制区域は市告示にて指定しており、図面において第1種=緑、第2種=黄、第3種=桃、第4種=青で着色した地域。(図面は市役所市民生活課に備え置いて縦覧に供する)

■ 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

	区域の区分	要請限度	
		昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の道路の敷地境界線から15mまで、2車線を越える道路の敷地境界線から20mまで)	75 デシベル	70 デシベル

備考 特例に該当する場合、1~3は適用しない。

■ 特定工場等(*1)において発生する騒音に係る規制基準

時間 区域	昼間 (8時~19時)	朝・夕 (6時~8時・19時~23時)	夜間 (23時~6時)
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

*1 特定工場等：特定施設を設置する工場又は事業場(次表参照)

■ 特定施設の種類（騒音規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ. 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。）
		ロ. 製管機械
		ハ. ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
		ニ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ホ. 機械プレス（予備加圧能力が 294kN 以上のものに限る。）
		ヘ. せん断機（原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。）
		ト. 鍛造機
		チ. ワイヤフォーマリングマシン
		リ. ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のを除く。）
		ヌ. タンブラー
ル. 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 （原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
4	織機（原動機を用いるものに限る。）	
5	建設用資材製造機械	イ. コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。）
		ロ. アスファルトプラント （混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）	
7	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
		ハ. 碎木機
		ニ. 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
		ホ. 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）
ヘ. かな盤（原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。）		
8	抄紙機	
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）	
10	合成樹脂用射出成形機	
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）	

※表中「空気圧縮機」に、冷凍機に用いるものは含まれない。

■ 特定建設作業(*1)に伴って発生する騒音の規制に関する基準

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ		85 デシベル	
作業ができない時間	第1号区域(*2)	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うことになっている場合を除く。
	第2号区域(*3)	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域(*2)	10時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域(*3)	14時間	
作業期間		連続6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜・休日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

*1 特定建設作業：次表参照

*2 第1号区域：騒音規制法の規制区域のうち第1種、第2種、第3種区域に区分された地域及び第4種区域のうち学校等の周囲概ね80mの地域

*3 第2号区域：騒音規制法の規制区域のうち第1号区域以外の地域

■ 特定建設作業の種類（騒音規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45 m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

(9) 振動規制法に基づく規制基準

■ 振動規制法の規制区域及び自動車騒音の要請限度の区域の区分

地域	規制区域
良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	第1種区域
住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある地域	第2種区域

備考 規制区域は市告示にて指定しており、図面において第1種＝緑、第2種＝黄・桃で着色した地域。(図面は市役所市民生活課に備え置いて縦覧に供する)

■ 特定工場等(*1)において発生する振動に係る規制基準

区域	時間	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
	第1種区域		60 デシベル以下
第2種区域		65 デシベル以下	60 デシベル以下

*1 特定工場等：特定施設を設置する工場又は事業場（次表参照）

■ 特定施設の種類（振動規制法施行令別表第1）

1	金属加工機械	イ. 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
		ロ. 機械プレス
		ハ. せん断機（原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。）
		ニ. 鍛造機
		ホ. ワイヤフォーマーマシン (原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。)
2		圧縮機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
3		土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）
4		織機（原動機を用いるものに限る。）
5		コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。）並びに コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。）
6	木材加工機械	イ. ドラムバーカー
		ロ. チッパー（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）
7		印刷機械（原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。）

8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

■ 特定建設作業(*1)に伴って発生する振動の規制に関する基準

(振動規制法施行規則別表第1)

基準の区分		基準値	備考
特定建設作業の場所の敷地境界線における振動の大きさ		75 デシベル	
作業ができない時間	第1号区域(*2)	19時～7時	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき夜間行うことになっている場合を除く。
	第2号区域(*3)	22時～6時	
1日の作業時間	第1号区域(*2)	10時間	その作業を開始した日に終わる場合、災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
	第2号区域(*3)	14時間	
作業期間		連続6日以内	災害等による緊急を要する場合及び危険防止のため行う場合を除く。
日曜・休日における作業		禁止	災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法及び道路交通法に基づき休日行うこととなっている場合を除く。

*1 特定建設作業：次表参照

*2 第1号区域：振動規制法の規制区域のうち第1種区域に区分された地域
振動規制法の規制区域のうち第2種区域のうち一部（図面で黄色の部分）の地域
振動規制法の規制区域のうち第2種区域のうち学校等の周囲概ね80mの地域

*3 第2号区域：振動規制法の規制区域のうち第1号区域以外の地域

■ 特定建設作業の種類（振動規制法施行令別表第2）

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

■ 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度（振動規制法施行規則別表第2）

区域 \ 時間	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第1種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
第2種区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下

(10) 悪臭防止法に基づく規制基準

■ 特定悪臭物質の規制基準

特定悪臭物質	においの性質
アンモニア	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	
トルエン	ガソリンのようなにおい
キシレン	
スチレン	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	刺激的な甘酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	蒸れた靴下のにおい
イソ吉草酸	

備考1 うきは市では全域で「臭気指数規制」を導入しており、以下の基準により規制している。

- ・事業場の敷地の境界線の地表における規制基準…

臭気指数 12

- ・事業場の気体排出施設の排出口における規制基準…

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数

- ・事業場から排出される水の敷地外における規制基準…

悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得た排出水の臭気指数